

民事訴訟法の一部改正

——知的財産関係訴訟の国際裁判管轄を中心に——

山 内 真 之*

抄 録 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律（平成23年法律第36号）は、平成23年5月2日に公布されました。改正後の民事訴訟法には、知的財産権の存否又は効力に関する訴えや登録に関する訴えの国際裁判管轄に関する規定に加えて、知的財産権の侵害訴訟を含む不法行為に関する訴えの国際裁判管轄に関する規定が設けられています。

Q 1 今回の民事訴訟法の改正の目的を説明してください。

A 1 これまで、国際裁判管轄を直接規定する法規は存在せず、判例においては、「当事者の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理により決定する」とされていました。このため、いかなる範囲に日本の裁判所の管轄権が及ぶかについて、基準が明確でなく、国際的な民事や商事の紛争当事者にとっては、日本の裁判所が管轄権を有するか否かを事前に予測することは困難でした。

今回の民事訴訟法の一部改正は、これを改善し、国際的な要素を有する財産権上の訴えに関して、日本の裁判所が管轄権を有する場合について定めることを目的としています。

Q 2 今回の民事訴訟法の改正は、知的財産関係訴訟に影響がありますか？

A 2 今回の改正後の民事訴訟法（以下「法」）3条の5第3項は、知的財産権のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権が、日本の裁判所に専属する場合を規定しています。

また、同条2項は、登記又は登録に関する訴

えの管轄権が日本の裁判所に専属する場合を規定しており、同項は、知的財産権の登録に関する訴えにも適用されると考えられます。

最後に、知的財産権の侵害訴訟については、不法行為に関する訴えとして、法3条の3第8号により、日本の裁判所の管轄権の有無が判断されると考えられます。

Q 3 改正後の民事訴訟法3条の5第3項について説明してください。

A 3 法3条の5第3項は、知的財産権のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権について、その登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属する、と定めます。

ここでいう知的財産権とは、知的財産基本法2条2項に規定する知的財産権のうち、設定の登録により発生する知的財産権ですので、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び育成者権は対象となりますが、著作権は対象に含まれません。

例えば特許権については、日本の特許権、す

* アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 Masayuki YAMANOUCHI

なわち日本の特許庁に備える特許原簿において設定の登録がなされることにより発生する特許権の存否や効力に関する訴えの管轄権は、日本の裁判所に専属することとなります。

ここで、「存否」は、知的財産権の存在・不存在、「効力」は、知的財産の有効性を意味するものとされています¹⁾。なお、知的財産権の帰属に関する訴えは、「存否又は効力に関する訴え」から除かれます²⁾。

改正後は、日本で設定の登録がされて発生した知的財産権の存否又は効力に関する訴えを、外国の裁判所に提起して勝訴判決を得てそれが確定しても、当該勝訴判決は日本において承認・執行をすることはできません³⁾。したがって、日本の特許権の有効性を否定したい場合には、日本の特許庁に対して無効審判を請求する必要があります。

逆に、外国で登録された特許権の存否又は効力に関する訴えを、日本の裁判所に提起することもできません⁴⁾。このような訴えを日本の裁判所に提起した場合には、却下されると考えられます。

なお、知的財産権の侵害訴訟は、ここでいう「存否又は効力に関する訴え」には含まれず、A5において後述するとおり、「不法行為に関する訴え」に該当するものとして、法3条の3第8号に基づいて、日本の裁判所の管轄権の有無が判断されると考えられます。

Q 4 改正後の民事訴訟法3条の5第2項について説明してください。

A 4 法3条の5第2項は、登記又は登録(以下「登記等」)に関する訴えについて、登記等をすべき地が日本にあるときは、日本の裁判所に専属する、と定めます。知的財産権の登録に関する訴えも、登記等に関する訴えに含まれると解されます⁵⁾。

登記等に関する訴えとしては、義務者に対し

て登記等の手続をすべきこと意思表示を求め訴えや、登記等の義務の積極的又は消極的確認を求める訴えが含まれます。従って、日本の特許権の移転登録手続請求訴訟は、本規定により、日本の裁判所に専属すると考えられます。なお、平成23年6月8日に公布された特許法等の一部を改正する法律の施行後に認められる、いわゆる冒認出願に対する救済としての特許権移転登録手続請求訴訟も、法3条の5第2項によって日本の裁判所に専属すると予測されます⁶⁾。

また、A3において前述したとおり、法3条の5第3項は、日本の著作権の存否又は効力に関する訴えの管轄権を日本の裁判所の専属とはしていませんが、著作権の移転登録手続請求訴訟や質権設定登録手続請求訴訟については、登録すべき地が日本国内にあるときは、法3条の5第2項により、日本の裁判所に専属すると考えられます。

法3条の5第2項により日本の裁判所に専属するとされる訴えについては、外国の裁判所においてこれを提起して勝訴判決を得て確定しても、日本において承認・執行をすることはできません⁷⁾。例えば、日本の特許権の譲渡契約に基づいて、特許権者に対して移転登録手続を請求する場合には、日本の裁判所に訴えを提起しなければなりません。

なお、日本の特許権の譲渡契約における裁判管轄条項において日本以外の裁判所の専属管轄を合意した場合、当該合意は、法3条の5第2項の規定に反するため、法3条の10により効力を否定されると考えられます。したがって、契約当事者は、当該専属管轄の合意に関わらず、日本において特許権移転登録手続請求訴訟を提起することが認められると予測されます。

また、法3条の5第2項の規定は、登記等をすべき地が外国にあるときは、日本の裁判所に訴えを提起することはできないことを含意しているとされます⁸⁾。これを前提とすると、外国

の特許権について、特許権移転登録に相当する当該外国の手續を請求する訴えを日本の裁判所に提起した場合には、たとえ日本の裁判所の専属管轄が合意されていたとしても、訴えが却下されるものと考えられます。仮に日本企業同士の紛争であっても、外国の特許権に関する移転登録請求訴訟は、外国で行わなければならないことになるため、この点は、今回の法改正によって不便となった点と思われます。

Q 5 改正後の民事訴訟法下における、知的財産権の侵害訴訟の国際裁判管轄の判断について説明してください。

A 5 知的財産権の侵害訴訟（損害賠償請求訴訟及び侵害差止・廃棄請求訴訟）の国際裁判管轄については、特別な規定は設けられませんでした。

しかし、知的財産権の侵害訴訟は、管轄の観点からは「不法行為に関する訴え」に該当すると解されます（最決平成16年4月8日民集58巻4号825頁）。そして、法3条の3第8号は、不法行為に関する訴えについて、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる、と定めます。

ここで、不法行為があった地とは、加害行為が行われた地（加害行為地）と加害行為の結果が発生した地（結果発生地）の双方を意味すると解されています。ただし、外国で行われた加害行為の結果が日本国内において発生した場合であっても、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することができないものであったときには、法3条の3第8号に基づいて日本の裁判所に訴えを提起することはできません。

Q 6 改正後の民事訴訟法下において、外国の特許権に基づく侵害訴訟が日本の裁判所に提起された場合の取扱いについて説明してください。

A 6 A5において前述したとおり、知的財産権の侵害訴訟の国際裁判管轄については、特別な規定は設けられておりません。外国特許権に基づく侵害訴訟であっても、不法行為に関する訴えとして、不法行為（すなわち特許権侵害行為）があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができると考えられます。

なお、この場合に、当該外国の特許権が無効であるとの抗弁が被告から主張された場合に、かかる抗弁の主張が、法3条の5第3項の専属管轄の規定に反するものとして禁止されるか否かが問題となりえます。

この点については、国際裁判管轄の問題ではなく、実体法上の問題として、準拠法となる当該特許権等の登録国の法律が侵害訴訟において無効の抗弁を主張することを許容しているか否かにより判断すべきとの見解があります⁹⁾。この見解を前提とすれば、外国の特許権の侵害に係る訴訟において、その権利が無効であるとの抗弁を主張することは、法3条の5第3項によって禁止されるものではないといえます。

Q 7 改正後の民事訴訟法下における債務不存在確認訴訟の取扱いについて説明してください。

A 7 法は、債務不存在確認の訴えについて、特段の規律を置いていません。

その理由は、債務不存在確認の訴えについては、その対象となる債務、原告が主張する管轄の原因等が様々であり、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか否かは、訴えに係る債務の性質や管轄の原因に応じて個別に判断されるべきであると考えられる、と説明されています¹⁰⁾。

なお、不法行為に基づく損害賠償請求債務の不存在確認の訴えについて、不法行為地の裁判籍を認めた裁判例があります¹¹⁾。

Q 8

今回の改正後の民事訴訟法が適用される訴えの範囲について説明してください。

A 8

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律の附則1条は、公布の日から起算して1年を超えない範囲に置いて政令で定める日から施行する、と定めています。したがって、同法律は、平成24年5月2日までに施行されます¹²⁾。

なお、本稿において説明した法の各規定は、施行の際現に係属している訴訟の日本の裁判所の管轄権及び管轄については、適用されず、その施行以降に提起される訴えについて、適用されます。また、日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定められます（法3条の12）。

注 記

- 1) 法制審議会国際裁判管轄法制部会第7回会議、配布資料15「国際裁判管轄法制に関する中間とりまとめのためのたたき台(2)」9頁 (<http://www.moj.go.jp/content/000012252.pdf> (参照日：2011. 11. 22))。

- 2) 法務省民事局参事官室，平成21年7月付け「国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」36頁 (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000055115> (参照日：2011. 11. 22))。
- 3) 前掲注2) 37頁
- 4) 前掲注2) 37頁
- 5) 前掲注2) 37頁
- 6) 冒認出願に対する特許権の設定登録前の救済としての、特許を受ける権利の確認請求訴訟は、登記等に関する訴えではないため、法3条の5第2項による専属管轄の対象ではないと解されます。
- 7) 前掲注2) 24～25頁
- 8) 前掲注2) 24～25頁
- 9) 前掲注2) 38頁
- 10) 前掲注2) 27頁
- 11) 東京地方裁判所判決平成元年5月30日判例タイムズ703号240頁，東京地方裁判所判決平成元年6月19日判例タイムズ703号246頁，東京地方裁判所判決平成10年11月27日判例タイムズ1037号235頁，東京地方裁判所判決平成19年3月20日判例時報1974号156頁。
- 12) 平成23年12月21日政令404号により，施行期日が，平成24年4月1日と定められました。

(原稿受領日 2011年11月29日)